

第 I 章 計画策定の背景と意義

1 計画策定の背景

〔 気候変動の影響 〕

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 1 条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

平成 27 年 3 月には、中央環境審議会により「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられました。この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された事項は、「水稲」、「果樹」、「病虫害・雑草」、「洪水」、「高潮・高波」、「熱中症」等の 9 つでした。

こうした評価を背景として、政府は、平成 27 年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定しました。本計画では、いかなる気候変動の影響が生じようとも、適応策の推進を通じて当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

〔 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 〕

地球温暖化防止に関する対策として、国際的には 2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、※京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる※パリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

〔 地球温暖化対策を巡る国内の動向 〕

これら国際的な動向を受けて、政府は、平成 27 年 7 月 17 日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスにおける国内総排出量

の削減目標を、2013年度比で26.0%減（2005年度比で25.4%減）とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で※国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月のパリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。

その後、中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合を中心に検討を進め、平成28年3月15日に開催した地球温暖化対策推進本部において「地球温暖化対策計画（案）」を取りまとめ、同年5月13日に「地球温暖化対策計画」が閣議決定をされました。

地球温暖化対策の動き

| 時 期 | 地球温暖化対策の動向 |
|--------------------|--|
| 平成9年 (1997年) | ※「京都議定書」採択 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3） 温室効果ガス排出量：平成20年（2008年）から平成24（2012年）までに平成2年（1990年）を基準年度として、6%削減することを約束。 |
| 平成10年 (1998年) | 「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 平成11年の施行に伴い、地方公共団体に実行計画策定の義務付け。 |
| 平成17年 (2005年) | 「京都議定書」発効 発効条件を満たしたため、京都議定書が発効される。これにより、京都議定書に法的な拘束力が発生する。 |
| 平成22年 (2010年) | 「カンクン合意」採択 気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16） 温室効果ガス排出量：2020年までに1990年比25%削減を目標とすることを約束。 |
| 平成24年 (2012年) | 第四次環境基本計画を策定 地球温暖化対策の長期的な目標として、2050年までに1990年比80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。 |
| 平成27年 (2015年) | ※「パリ協定」採択 気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21） 締約国すべての国が温室効果ガス削減に取り組み、今世紀後半には、世界の温室効果ガスを実質的にゼロにすることを目指すと表明。 【日本の目標】 国内温室効果ガス排出量：2030年度までに2013年度比で26%削減とする目標を約束。 |
| 平成28年5月 (2016年) | 地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成27年12月地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、策定。 中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組 国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、国内総排出量を2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%）の水準にするとの中長期目標の達成に向けて取り組む。 地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正（平成28年5月27日施行） |

〔地球温暖化対策を巡る本市の動き〕

地球温暖化対策推進法により、本市では、伊東市役所地球温暖化対策実行計画（平成14年度～平成18年度）を策定し、温室効果ガスの総排出量5%削減（平成11年度比）を目標として努力してきました。

平成19年度には同計画を更新し、伊東市役所地球温暖化対策実行計画（平成19年度～平成24年度）として削減目標を6%に上げてさらなる努力を重ねた結果、目標を上回る削減率（平成19年度～24年度の平均約9.2%）を達成することができ、平成25年度には、伊東市役所地球温暖化対策実行計画（平成25年度～平成29年度）では、削減目標を5%以上とし、平成28年度実績として、7.44%の削減が達成できました。

このたび、伊東市役所地球温暖化対策実行計画（平成25年度～平成29年度）の終了に伴い、更新する伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）は、地球温暖化対策推進法第21条に基づく計画であるとともに、国の地球温暖化対策計画（平成28年5月閣議決定）に基づき、計画期間を2018年度から2030年度までの13年間とし、削減目標は、国の※地球温暖化対策計画、地方公共団体「B 業務その他部門」の削減目標と合わせ、基準年度である2013年度と比較して2030年度までに温室効果ガス排出量を40%削減する目標とします。

本計画は、温室効果ガスの削減目標における率先行動計画（エコアクションプラン）として具体的な目標を掲げ、引き続き地球温暖化対策を推進していきます。

地球温暖化対策推進法第21条

（地方公共団体実行計画等）

第21条1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規定は、地方公表団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

※国連気候変動枠組条約

地球温暖化問題に関する枠組みを設定した環境条約であり、大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態などに悪影響を及ぼすおそれがあることを、人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することである。国連気候変動枠組条約の交渉会議は、気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties COP）である。

※地球温暖化対策計画：地方公共団体は、「B 業務その他部門」となり、2013年度と比較して、約40%の削減目標となっている。

これまでの温室効果ガス総排出量等の推移

(単位：t-CO₂・%)

| | H23 年度 (基準値) | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | 4 か年 平均 |
|-------|-----------------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 総排出量 | 13,423 | 13,394 | 13,158 | 12,676 | 12,424 | 12,913 |
| 基準年度比 | — | △0.22 | △1.97 | △5.57 | △7.44 | △3.80 |

これまでの主要エネルギー使用量等の推移

(単位：t-CO₂・%)

| | H23 年度 (基準値) | H25 年度 | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | 4 か年 平均 |
|-------|-----------------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 電気 | 9,438 | 10,923 | 10,716 | 10,364 | 10,174 | 10,544 |
| 基準年度比 | — | 15.73 | 13.54 | 9.81 | 7.80 | 11.72 |
| 都市ガス | 904 | 217 | 213 | 208 | 189 | 207 |
| 基準年度比 | — | △76.00 | △76.44 | △76.99 | △79.09 | △77.10 |
| LPG | 276 | 293 | 376 | 382 | 457 | 377 |
| 基準年度比 | — | 6.16 | 36.23 | 38.41 | 65.58 | 36.59 |
| ガソリン | 166 | 223 | 200 | 197 | 145 | 221 |
| 基準年度比 | — | 34.34 | 20.48 | 18.67 | △12.65 | 33.13 |
| 軽油 | 330 | 335 | 332 | 312 | 262 | 310 |
| 基準年度比 | — | 1.52 | 0.61 | △5.45 | △20.61 | △6.06 |
| その他 | 1,946 | 1,094 | 1,082 | 937 | 915 | 1,007 |
| 基準年度比 | — | △43.78 | △44.40 | △51.85 | △52.98 | △48.25 |

2 計画策定の意義

伊東市役所は、様々な事務・事業を行っており、市内でもきわめて大規模な経済活動主体です。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、実行計画を策定し、実施することで市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を抑制することができ、事業者や市民等に地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組の理解が得られ、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することができます。また、実行計画の効果については次のことが考えられます。

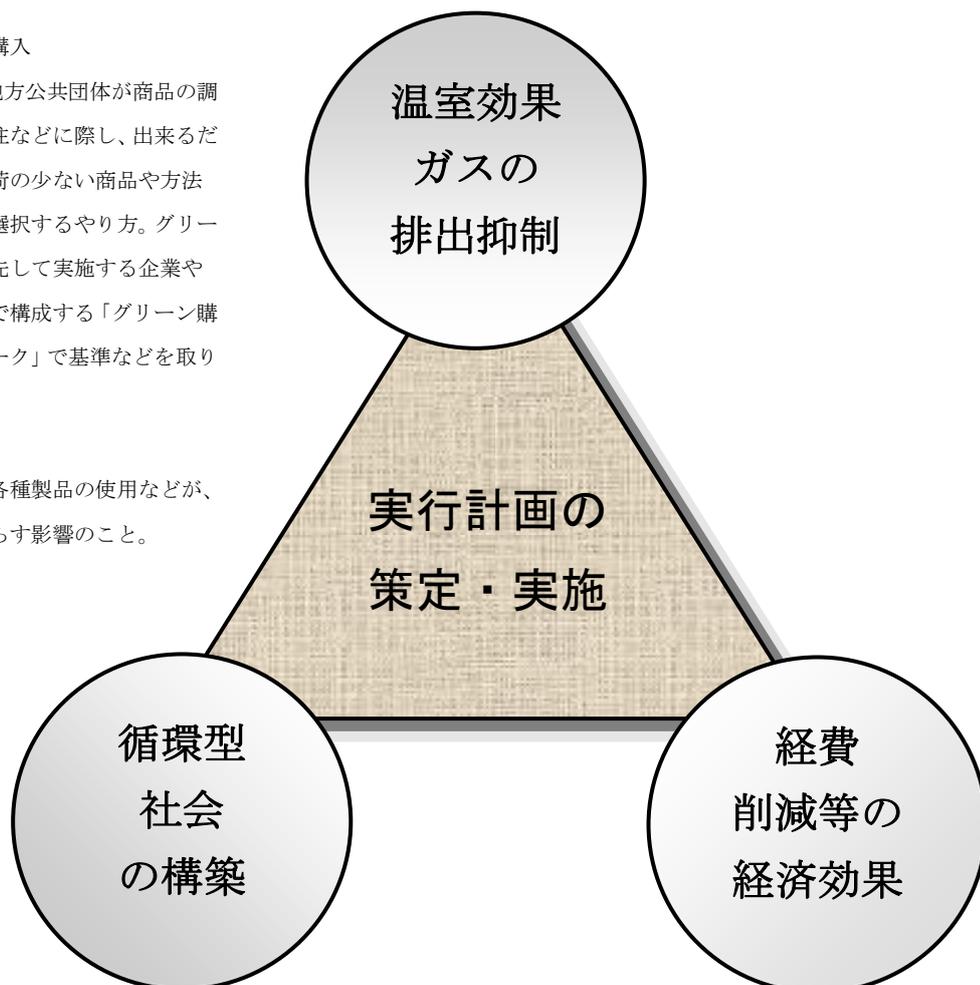
- (1) 環境に配慮した取組を率先することで温室効果ガスの排出を抑制し、また市民や事業者の配慮行動を促進し、総合的に温室効果ガス排出を抑制する。
- (2) 環境に配慮した購入活動を計画的に推進することで、市場に※グリーン購入運動を展開し、循環型社会の構築を支援する。
- (3) 電気、燃料や水の消費量を削減し、廃棄物の発生量を抑制することにより、事務経費を削減できるなどの効果がある。

※グリーン購入

企業や国・地方公共団体が商品の調達や工事発注などに際し、出来るだけ※環境負荷の少ない商品や方法を積極的に選択するやり方。グリーン購入を率先して実施する企業や自治体などで構成する「グリーン購入ネットワーク」で基準などを取り決めている。

※環境負荷

産業活動や各種製品の使用などが、環境にもたらす影響のこと。



第Ⅱ章 基本的事項

1 計画策定の目的

地球温暖化対策推進法 第 21 条に基づき、実行計画を策定し、市の事務・事業に関する温室効果ガスの排出の削減等に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 計画の期間

計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、2018 年度から 2030 年度までの 13 年間とし、温室効果ガスの基準年度を 2013 年度とします。

ただし、国等において、新たな削減目標や施策が示され、国県の目標を見直す場合には、新たな数値目標等に準じ、本計画も見直しを行うこととします。

なお、計画の内容について、社会情勢の変化や技術的進歩等を踏まえ、5 年ごとに中間見直しを行います。

3 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

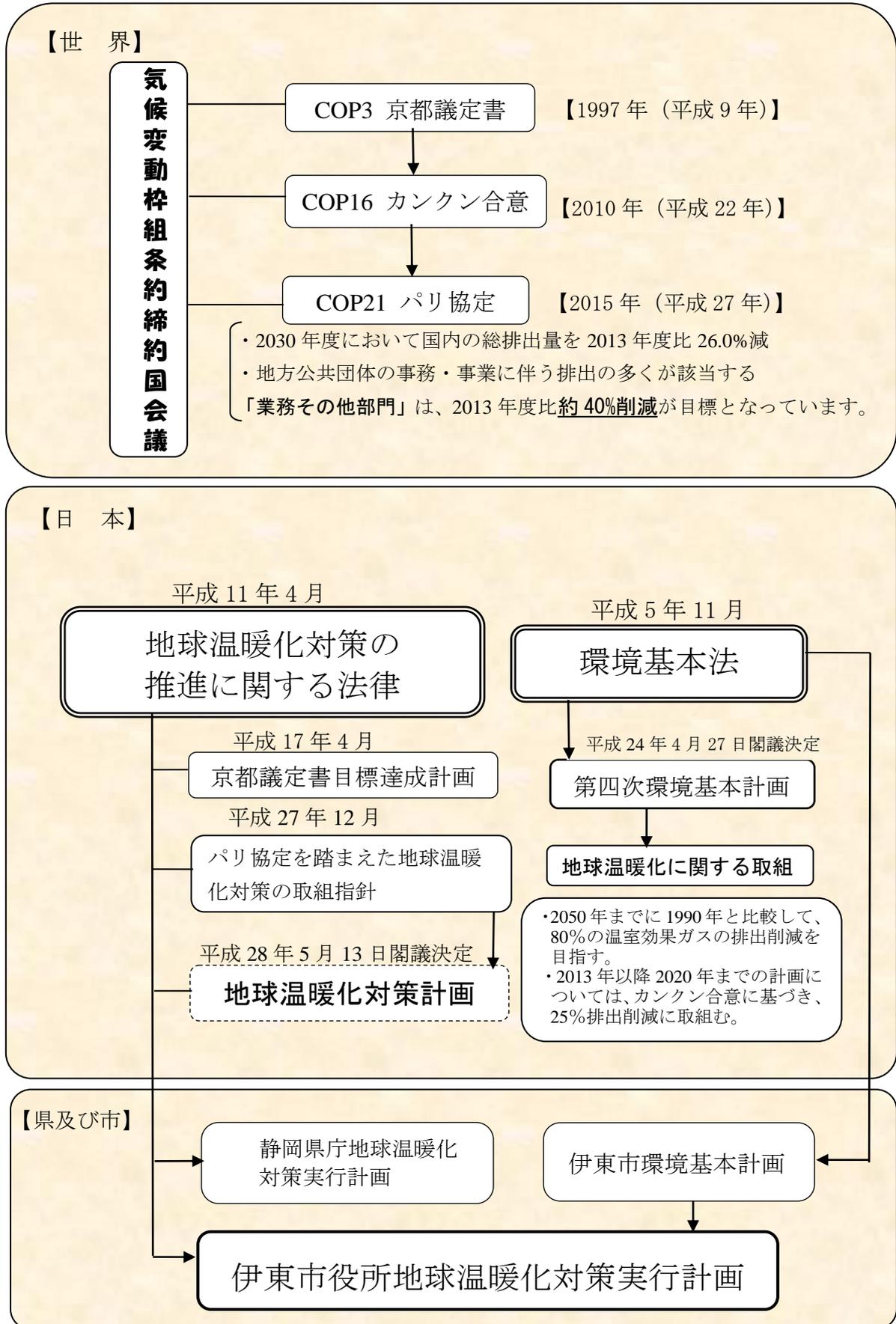
本計画では、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項が対象としている 7 種類の温室効果ガスのうち、市の事務・事業で排出される二酸化炭素 (CO₂)、一酸化二窒素 (N₂O)、メタン (CH₄)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) を対象とします。

(2) 対象範囲

外部への委託、請負契約を除く市の事務・事業とします。指定管理者制度を導入している市有施設も対象とします。

4 計画の位置付け

本計画と関係法令等との関係は、次のとおりです。



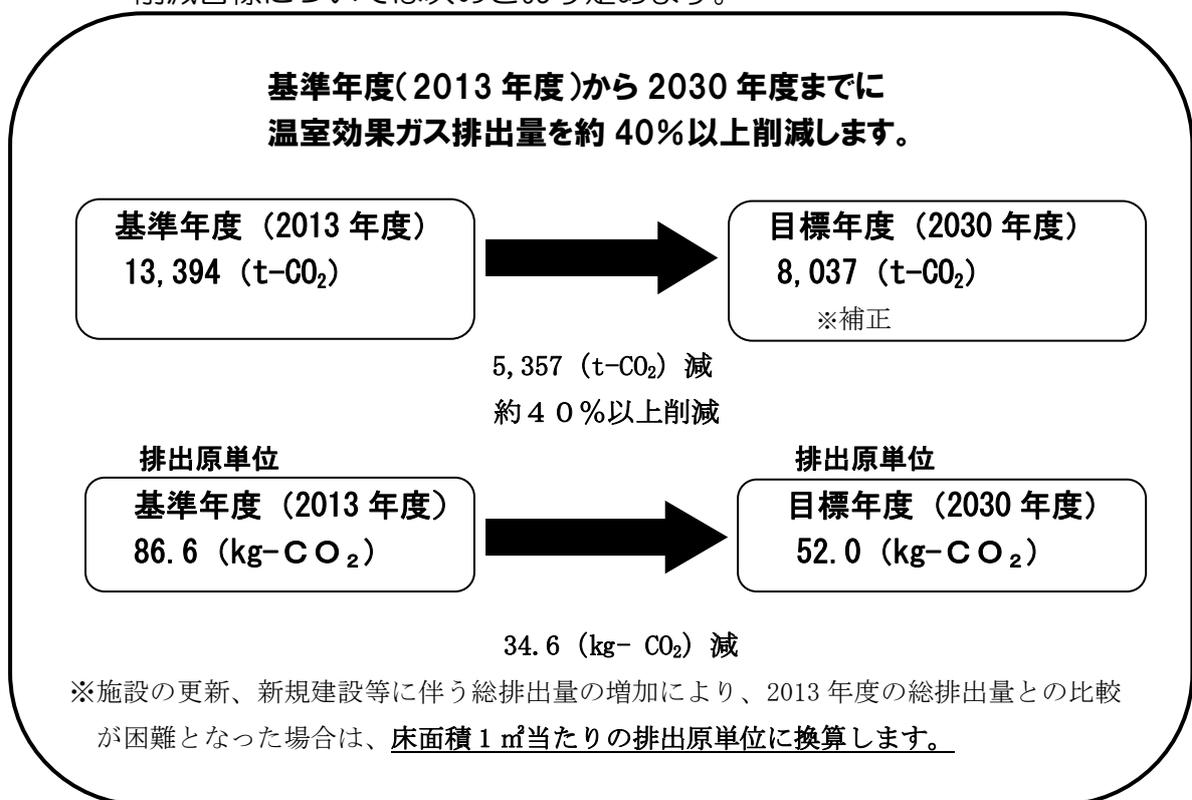
第Ⅲ章 計画の目標

1 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標

- (1) 本計画は、国の※地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月閣議決定）に基づき、伊東市の事務及び事業等からの温室効果ガス排出量を基準年度（2013 年度）比で 2030 年度までに約 40%以上削減することを目標とします。

ただし、国等において新たな削減目標や施策が示され、国県が目標を見直す場合には、その内容や新たな数値目標等に準じ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

削減目標については次のとおり定めます。



※地球温暖化対策計画：「日本の約束草案」に基づき、国内排出削減・吸収量の確保により 2030 年度において、2013 年度比 26.0%減を水準とする。

地方公共団体は、「B 業務その他部門」となり、2030 年度において、2013 年度比約 40.0%の削減目標となっている。

※補正（削減ポテンシャル）：「温室効果ガスの排出量削減のための各種の措置を行った場合に技術的に削減可能と見込まれる量」と「施設等の新設・改廃等や事務・事業の動向等による増減量」を合わせた量と定義する。

計画期間中に新設・改廃等により温室効果ガスの排出量の増減は、目標年次における「温室効果ガス総排出量」に含まれるため、削減ポテンシャルの積上げによる補正を行う。

国の地球温暖化対策計画に基づく総排出量及び削減率の目標（推移）

（単位：t-CO₂）

| | 2013年度 | 2016年度 | 2022年度 | 2027年度 | 2030年度 |
|------|--------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 総排出量 | 13,394 | 12,424 | 11,181 | 9,504 | 8,037 |
| 削減率 | — | 対2013年度比 ▲7.24% | 対2013年度比 ▲16.52% | 対2013年度比 ▲29.04% | 対2013年度比 ▲40%以上 |
| 備考 | 基準年度 | 直近データ | 見直しの検討 | 見直しの検討 | 改訂 |

【地球温暖化対策計画 長期目標】国では、パリ協定を踏まえ、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、**長期目標**として基準年度（2013年度）比で**2050年までに80%**の温室効果ガスの排出削減を目指すとしている。

(2) 温室効果ガスの種類別排出量及び割合

平成28年度における市の事務及び事業から排出された温室効果ガスの総排出量は、12,424 (t-CO₂) でした。そのうち二酸化炭素が12,154 (t-CO₂)、メタンが39 (t-CO₂)、一酸化二窒素が229 (t-CO₂)、ハイドロフルオロカーボンが2 (t-CO₂) となっており、二酸化炭素が97%以上占めています。

市の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの内訳（平成28年度）

| 温室効果ガス | 排出量 (t-CO ₂) | 割合 (%) | 地球温暖化係数 |
|-------------------------|--------------------------|--------|------------|
| CO ₂ 二酸化炭素 | 12,154 | 97.83 | 1 |
| CH ₄ メタン | 39 | 0.31 | 21 |
| N ₂ O 一酸化二窒素 | 229 | 1.84 | 310 |
| HFC ハイドロフルオロカーボン | 2 | 0.02 | 140～11,700 |
| 合計 | 12,424 | 100.00 | |

(3) 温室効果ガスの種類と性質等

（出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト）

| 温室効果ガスの種類 | 性質等 |
|-------------------------|---|
| CO ₂ 二酸化炭素 | 代表的な温室効果ガスで、排出源は化石燃料の燃焼など。 |
| CH ₄ メタン | 天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。排出源は稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。 |
| N ₂ O 一酸化二窒素 | 数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。排出源は燃料の燃焼、工業プロセスなど。 |
| HFC ハイドロフルオロカーボン | 塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。排出源はスプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。 |
| PFC パーフルオロカーボン | 炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。排出源は半導体の製造プロセスなど。 |
| SF ₆ 六ふっ化硫黄 | 硫黄とフッ素だけからなるフロンの仲間。強力な温室効果ガス。排出源は電気の絶縁体など。 |
| NF ₃ 三ふっ化窒素 | 窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。半導体製造プロセスで使用する。 （地方公共団体では、ほとんど該当しない。） |

2 分野別目標

前記「1 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標」を達成するため、分野別の具体的な目標を、次のとおり定めます。

| 分 野 | 具体的な目標 |
|------------------|---|
| 1 物品等の購入に当たっての配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・物品を購入する際は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した製品の購入に努めるものとする。 ・公用車の購入に当たっては、原則として低公害車、低燃費車、より排気量の少ない車種の順で選択する。 |
| 2 物品等の使用に当たっての配慮 | <p>【削減目標】2013年度（基準年度）比で2030年度までに40%以上削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気の使用量 ・都市ガスやLPGの使用量 ・コピー用紙の使用量、水の使用量 ・ガソリン及び軽油（車両燃料）の使用量を28%以上削減する。 <p>（地球温暖化対策計画：運輸部門削減目標 28.0%）</p> |
| 3 廃棄に当たっての配慮 | <p>【削減目標】</p> <p>2013年度（基準年度）比で2030年度までに可燃ごみの排出量を17%以上削減する。</p> <p>（基準年度比1%/年の減）（伊東市一般廃棄物処理基本計画）</p> |
| 4 設計、施工に当たっての配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事の設計において、解体を最小限となるように工夫し、廃棄物の排出量の軽減を図る。 ・建設機械は、排出ガス対策型を使用する設計とする。 |
| 5 修理、解体に当たっての配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの廃棄物処理計画書の提出を徹底する。 ・残土処理においては、他事業との情報交換により調整する。 |